

包括的連携・協力に関する協定書

東大和市（以下「甲」という。）と西武信用金庫（以下「乙」という。）は、以下の目的を実現するため、互いに連携・協力することに合意し、包括的連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携のもと、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、連携・協力する。

- （１）地域の活性化及び産業の振興を図るために相互に協力して連携する事項
- （２）子ども・子育てに関し相互に連携する事項
- （３）双方の持つ諸資源を活用した各種課題解決支援、マッチング紹介等に関する事項
- （４）各種セミナー、イベント等の相互協力に関する事項
- （５）前各号に掲げるもののほか、地方創生に資する取組に関する事項

（協議事項）

第3条 具体的な協力の形式、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

（個人情報保護及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を実施する上で知り得た個人情報保護及び秘密保持の取扱いについては、別途締結する「個人情報保護及び秘密保持に関する契約書」の定めに従うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。

2 甲又は乙から有効期限満了日の1箇月前までに更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、同一の内容にて1年ごとに自動的に更新されるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自らの役員（実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ。）又は自らが委託した委託先（委託先が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- （３）暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- （５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は自らの委託先の役員が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して、脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- （５）その他前各号に準ずる行為

3 甲、乙及びそれぞれの委託先の役員が、暴力団員等又は第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本協定の相手方は、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、甲及び乙のいずれかに損害が生じたときは、双方協議の上、その損害を賠償するものとする。

（不当介入報告義務等）

第7条 甲又は乙は、自ら又は自らの委託先が、本業務の遂行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかに本協定の相手方に報告するものとする。

2 甲又は乙の委託先が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、当該委託先が発注元である甲又は乙への報告を怠った場合は、甲又は乙は改めて当該委託先へ委託をしてはならない。

3 甲又は乙が、正当な理由なく第1項に違反した場合、その相手方は何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、甲及び乙のいずれかに損害が生じたときは、双方協議の上、その損害を賠償するものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、この協定に関して疑義が生じた事項及び連携・協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和8年2月18日

甲 東京都東大和市中央3丁目930番地
東大和市
東大和市長

乙 東京都中野区中野2丁目29番10号
西武信用金庫
理 事 長